

◎岡山県告示第三百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

新見市土橋字アセヒ東二〇六三番七の一部

二 政令第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地

(1) 津山市加茂町塔中字船畑二六八番一五の一部、二六八番二五の一部

(2) 真庭市小童谷字大沼二番一の一部

三 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。
- 2 一の区域については平成二十七年六月十九日、二の区域については同年七月九日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。